

## 【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 平成31年 3 月12日（火） 午前 8 時56分～午前 9 時31分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長                      副市長                      教育長                      参与(兼)児童青少年部長  
                    企画財政部長              総務部長                      市民生活部長              福祉保健部長  
                    環境部長                      都市建設部長              議会事務局長              教育部長  
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長                      これより庁議を開催します。審議事項1「平成 31 年度組織改正（4 月 1 日付け）について」の説明をお願いします。

部 長                      平成 31 年 4 月 1 日付けの組織改正については、平成 30 年 11 月 13 日の行財政改革推進本部会議での了承後、職員団体と調整を重ねてまいりましたが、この度庁議において最終の審議をお願いするものです。

                    改正内容については、(仮称)子育て・教育支援複合施設の開設準備のための子育て・教育支援複合施設準備室の設置、公営企業会計の導入に向けた下水道課の 2 係体制への改正、住宅関連施策をまちづくり推進課に集約するための住宅担当の設置となっています。

                    なお、組織名称は資料のとおりとし、今回の改正に伴い定員数は全体で 5 人増加します。

                    分掌事務については、職員団体及び各課と調整させていただき、資料のとおり整理させていただきました。

市 長                      本件について、質問等ありますか。

部 長                      当初予算は元課についていますが、対応はどうなりますか。

部 長                      4 月 1 日以降に予算の振替えを行います。

部 長                      シルバーピアの事務の一部は 4 月 1 日以降も高齢障がい課で行うため、組織規則でもそれが分かるようにした方が良いと考えます。

市 長                      他に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項2「プレミアム付商品券事業について」の説明をお願いします。

部 長                      10 月 1 日からの消費税率引上げに当たり、低所得者・子育て世帯への影響の緩和及び地域における消費の喚起・下支えを目的として、プレミアム付商品券を発行・販売することが盛り込まれた平成 31 年度予算案が閣議決定されたことから、市においては、資料のとおり本事業を実施します。

                    なお、本事業については、実施主体が市区町村であり、その実施に必要な

経費を国が全額補助することとなっています。

まず現時点での事業概要について説明します。対象者は、1月1日時点の住民のうち、平成31年度の住民税が非課税である者及び6月1日時点の住民のうち、28年4月2日以降に生まれた子が属する世帯の世帯主となっており、購入限度額は対象者1人あたり2万5千円、割引率は20%です。販売期間は10月から平成32年3月までの間で、市区町村が決定する期間です。なお、事業概要については、現時点で国より示されている案であるため、今後変更される可能性があります。

次に、組織体制について、市民生活部内に新たにプレミアム付商品券推進室を設置します。職員体制としては、地域活性課長が室長を兼務し、室員についても各課からの兼務により配置します。なお、職員の兼務に当たっては、関連部署の職員のみならず、住民税の事務や臨時福祉給付金の事務の経験がある職員等からも選出をさせていただき、室長も含め7人以内の体制とさせていただきます。

所掌事務については、概ね資料のとおりの内容を想定しており、執務室については、市役所1階の統計室を使用します。

また、あわせて、臨時給付金対策室については、3月31日をもって廃止させていただきます。

市長 本件について、質問等ありますか。

部長 商品券の販売場所について、1階の統計室ではわかりづらいと考えますが、他の候補場所はありますか。また、嘱託職員・臨時職員はいつまでの雇用を想定していますか。

部長 市役所で販売することになった際は、よりわかりやすい場所とするよう検討します。嘱託職員・臨時職員の雇用は国庫補助の対象となる平成31年度限りと考えています。

市長 他に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項3「平成31年度各部の方針について」の説明をお願いします。

部長 平成31年度各部の方針を資料のとおりとりまとめました。

内容については各部に提出いただいたとおりとなっていますが、文言等については、全庁的な統一を図るために一部修正を行っています。

内容を確認いただき、修正等があれば3月18日までに政策室へ連絡ください。また、内容の確認に当たっては、市長の所信表明と整合が取れているかの確認もお願いします。

市長 本件について、質問等ありますか。

部長 多摩川の利活用に係る方針内容については、環境部と都市建設部とで整合がとれるよう、調整してまいります。

市 長 他に意見等ないようなので、次回以降の庁議において継続審議とします。続いて審議事項4「5月1日における戸籍届出受付臨時窓口の開設について」の説明をお願いします。

部 長 5月1日は新元号の初日であり、かつ、大安と非常に縁起の良い日であることから、婚姻届等の戸籍届出が通常より相当多く提出されることが予測されるため、戸籍届出受付の臨時窓口を開設します。

開設日時は5月1日の午前9時から午後1時まで、開設場所は市役所2階ロビーの記念撮影パネルの横で、市民課側に机を設置して対応する予定です。

取扱業務は、届出が多く見込まれる婚姻届及び出生届の受付とし、記念撮影のサポートも行います。なお、婚姻届及び出生届以外は、通常の閉庁日と同様宿日直室での受付としますが、婚姻届や出生届と同時に他の戸籍届出をする場合等は臨時窓口での受付も可能とします。

職員体制は管理職1人を含む市民課職員4人で対応することとし、庁議後に職員団体と調整を行います。

広報こまえ4月15日号に掲載する他、事前に婚姻届の用紙を取りに来られた方に対しても周知してまいります。

市 長 本件について、質問等ありますか。

部 長 素晴らしい取組であると考えますが、開設時間はもう少し延ばすことはできませんか。

部 長 当初は臨時窓口を設けず、宿日直の委託業者に対応いただくことを想定していましたが、委託業者の負担を考慮し、このように対応することとしました。

部 長 市民目線に立つと、もう少し長く臨時窓口を設置した方が良いように感じます。他市はどのような対応をとるのですか。

部 長 多摩26市で同様の対応をとるのは八王子市と青梅市のみであり、近隣の調布市及び世田谷区も対応しないとのことです。

部 長 おめでたいことは午前中に行うのが習わしであること、また、職員の負担も考慮した結果、この時間帯としました。

部 長 若い方々には、おめでたいことは午前中に行うという習わしはあまり浸透していないため、開設時間は延ばした方が良いと思います。

参 与 そもそも通常は対応しないところを、市民サービスのために臨時窓口を開設することとしたところであり、午後1時以降でも宿日直室で受け付けることができるため、この時間帯で問題ないと考えます。

部 長 様々な部署と調整した結果、このようになっています。

市 長 開設時間については非常に難しい問題ですが、職員の負担を考慮し、午後1時までとしたところでは、どのくらいの方が来庁されるかわかりませんが、

しっかりと対応をとるようにしてください。あわせて、システム等にも不具合がないように確認をお願いします。

他に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項5「狛江市商業振興プラン（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について」の説明をお願いします。

部 長      パブリックコメントは2月1日から3月4日まで実施し、提出者数は2人、意見件数は4件でした。

市民説明会は第1回を2月8日午後7時から、第2回を2月9日午前10時から開催しましたが、両日とも参加者はいませんでした。

提出された意見及び回答案については、資料のとおりです。なお、提出された意見の中で、北地区の特徴を記載しているページにおいて、地区の立地を野川西北岸と記載していましたが、この表記は調布市のことを指すのではないかという意見があったため、修正する旨で回答します。

市 長      特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項6「狛江市無電柱化推進計画（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について」の説明をお願いします。

部 長      パブリックコメントは2月1日から3月4日まで実施し、5人の方から18件の意見をいただきました。いただいた意見は、計画の内容についてではなく、事業化の際には様々な技術の採用に取り組んでほしいという前向きなものが多くを占めています。

市民説明会は2月14日及び2月17日に開催し、2月14日は1人、2月17日は5人の方に参加いただきました。

意見に対する回答案については、資料のとおりです。なお、市道第22号線は調布都市計画道路3・4・16号線として整備中の区間と一部重複することから、25ページの図に「一部事業中」と追記しました。

その他文言整理を行った上で、本計画案を確定したいと考えています。確認いただき意見等ある場合、3月15日まで道路交通課へ連絡ください。

今後について、市ホームページ及び広報こまえ5月1日号にパブリックコメントに対する回答を掲載する予定です。

市 長      特に意見等ないようなので、次回以降の庁議において継続審議とします。

次に報告事項1「ながら見守り活動に関する協定の締結について」を報告してください。

部 長      3月7日付けで、市とセントラル・エンタープライズ株式会社狛江事業所との間で、本協定を締結しました。本協定の締結は今回で5件目であり、業務中における子どもや高齢者等の見守り活動、異常を認知した場合の対応等に協力をいただくこととなります。

セントラル・エンタープライズ株式会社狛江事業所は、デイサービス「狛江のいずみ」の事業者として高齢者送迎を実施しており、市内見守り活動への効果が期待されるものです。

今後も、協定先に情報提供を行いながら、狛江市の見守り活動を推進していきます。

市長 今回で協定は5件目とのことで、徐々に件数も増えてきているようなので、例えば年1回集まって情報交換する等、更なる推進に向けた取組を検討するようにしてください。

報告を了承とします。続いて報告事項2「狛江市地域包括支援センター運営協議会諮問事項に関する答申について」を報告してください。

部長 分野の枠を超えて課題を抱える個人や家族を包括的に支援する「包括的支援体制」の構築に向けて、地域包括支援センターが行う相談支援の対象を、従来の高齢福祉分野から障がいや子育て等の分野へ拡充し、一次的な総合相談窓口とすることについて、同センターの運営を所掌する附属機関である地域包括支援センター運営協議会に諮り、2月22日付けで答申を受けました。

協議会では、包括的な相談支援体制の推進に異論はないものの、その主体を安易に地域包括支援センターとすることで、センターに大きな負担を強い、本来業務である高齢者支援にも支障をきたす可能性もあることから、必要性や狙いについて改めて整理することを論点として議論が進められました。

本論について、まず、市域の狭さやアクセスが良好な立地に総合相談に対応できる市役所や社会福祉協議会があることを踏まえ、市民の利便性向上を狙いとすることは、センターの負担を考慮すると疑問が残るとされています。一方で、精神疾患等の複合的な課題を抱える高齢者が増えており、その対策として相談支援機能を拡充することは、高齢者福祉の充実の観点から理解できるとされています。

次に、狙いに沿った効果的な体制構築を着実に進めるとともに、拡充は段階的に行う等、センターの負担を十分考慮すべきとされています。

最後に、包括的支援体制は、センターの相談機能の拡充のみで実現するものではないことに十分留意し、多職種との議論の中で取組を推進することを期待するとされています。

今後は、本答申をもとに地域包括支援センターの機能拡充を図るとともに、市民や多職種との連携の中で効果的な包括的支援体制の構築に向けて取組を進めてまいります。

市長 報告を了承とします。

その他お知らせはありますか。

部長 水道道路（調布都市計画道路3・4・2号線）の拡幅工事の事業概要及び

測量説明会の実施結果についてです。

3月7日に狛江第三小学校体育館を会場として説明会が開催されました。出席人数は226人で、特に反対意見はありませんでした。主な質疑としては、世田谷区内の水道道路の拡幅の位置及び幅員、世田谷通りと接している箇所  
のボラードの扱い、歩道の幅員や用地買収の範囲、代替地の措置等についての  
意見や質問がありました。

市 長 次回の開催は決まっていますか。

部 長 現時点では未定ですが、事業認可取得から2年以内に説明会が行われます。

市 長 その他何かありますか。

部 長 人事異動の内示についてです。

4月1日付けの人事異動について、次回の庁議後に内示します。

市 長 他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、3  
月19日午前9時から開催します。